

株式会社 **ブルボン**

**第144期定時株主総会
招集ご通知**

目 次

重要なお知らせ	1
第144期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使方法のご案内	3
インターネットによる議決権行使方法	4
〔添付書類〕	
事業報告	
1. 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項	5
2. 会社の株式に関する事項	12
3. 会社の新株予約権等に関する事項	12
4. 会社役員に関する事項	13
5. 会計監査人の状況	17
6. 会社の体制および方針	18
連結計算書類	
連結貸借対照表	23
連結損益計算書	24
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	25
監査役会の監査報告書	27
計算書類	
貸借対照表	29
損益計算書	30
会計監査人の監査報告書	31
〔株主総会参考書類〕	
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金処分の件	33
第2号議案 定款一部変更の件	34
第3号議案 取締役15名選任の件	35
第4号議案 監査役2名選任の件	44
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	45
第6号議案 社外取締役の報酬限度額改定の件	46

○株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bourbon.co.jp/company/index.html>) において掲載することにより、お知らせいたします。

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bourbon.co.jp/company/index.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

○なお、監査役が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

【重要なお知らせ】

株主総会運営おける 新型コロナウイルス感染拡大防止対応について

- 新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本年の株主総会会場は間隔を空けた座席配置を検討しておりますが、当日のご来場を見合わせ書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。
- 株主総会の議決権行使につきましては、3・4ページに記載のとおり書面またはインターネットによる方法もございますのでそちらのご利用も併せてご検討ください。
- マスク着用の上ご来場くださいますようお願いいたします。近時の情勢に鑑み、マスクを着用しない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合もございます。また、会場に設置の消毒液をご利用いただきましてから会場内にお入りくださいますようお願いいたします。
- 当日ご出席の皆様の体温を確認する装置を設置し、体調不良とお見受けされる方には、スタッフがお声がけし、ご退出をお願いすることがございます。
- 運営スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。その他、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がございますので、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- 今回の株主総会での議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間で進行予定でありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
- 接触感染のリスク低減のため、本年はお土産を配布いたしません。同様の理由により飲料・茶菓子のご提供も中止とさせていただきます。
- 毎年開催しております、当社をより深く理解していただくための事業活動の展示等については、感染予防の観点から中止いたしますので、あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。
- 今後の状況によりましては、対応方法等を変更する場合がございますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。
当社ウェブサイト (<https://www.bourbon.co.jp/company/index.html>)

株 主 各 位

新潟県柏崎市駅前1丁目3番1号

株式会社 **ブルボン**

代表取締役社長 吉 田 康

第144期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第144期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、事前に議決権を行使するなどし、株主様の健康状態にかかわらず、極力、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

書面またはインターネットにより議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の〔株主総会参考書類〕をご検討いただきまして、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時45分(受付開始午前10時)

2. 場 所 新潟県柏崎市駅前1丁目3番1号

株式会社ブルボン本社ビル 10階 大ホール

※ 本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることからご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。

※ **新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場を変更する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。株主の皆様におかれましては、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。**
(<https://www.bourbon.co.jp/company/index.html>)

3. 目的事項

報告事項

1. 第144期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第144期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項


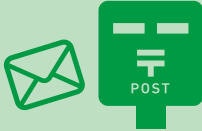

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役15名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | 社外取締役の報酬限度額改定の件 |

各議案の内容につきましては、33ページ以降の〔株主総会参考書類〕に記載のとおりです。

以 上

議決権行使方法のご案内


株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席	書面の郵送	インターネット
 <p>同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。</p>	 <p>次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。</p> <p>議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net</p> <p>詳細は次頁をご覧ください。</p>
<p>株主総会開催日時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時45分</p>	<p>行使期限 2020年6月25日(木曜日) 午後5時到着</p>	<p>行使期限 2020年6月25日(木曜日) 午後5時まで</p>

インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

- (1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  **0120(652)031** (受付時間 9:00~21:00)

- (2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

- ①証券会社に口座をお持ちの株主様 お取引の証券会社までにお問い合わせください。
②証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部  **0120(782)031** (受付時間 土日休日を除く9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使方法

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

行使期限

2020年6月25日(木曜日) 午後5時まで

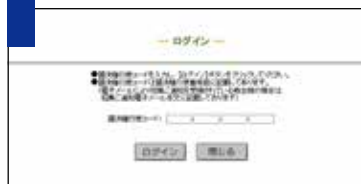


1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



<https://www.web54.net>
[次へすむ]をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」
をクリック

下
段
3
へ

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

上
段
2
から

以降は画面の入力案内
に従って賛否をご入力
ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は株主様のご負担となります。

<パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて>

- ・パスワードはご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは本総会に限り有効です。

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦等の不安定な海外情勢や、相次ぐ自然災害、記録的暖冬、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動の停滞等、景気下振れリスクの高まりから減速傾向が強まり、先行き不透明感を一層深めるものとなりました。

菓子・飲料・食品業界では、原材料価格、各種コストの高止まり等に加え、消費税増税等による消費マインドへの影響により、依然として節約志向が続きました。

このような中で、当社グループは一貫して食品製造企業として品質保証第一主義に徹し、安全で安心な実質価値の高い商品の安定した供給と、消費者ニーズにお応えしたサービスの提供など、顧客満足度の向上に向けた活動を推進してまいりました。具体的には、働き方改革のほか共働き世帯の増加などのワーク・ライフ・バランスの変化、高齢社会の進行や単身世帯の増加による人口構造の変化など、消費者の購買行動や嗜好の多様化に伴い、変容する顧客のニーズをいち早く捉え、求められる価値の実現に機敏かつ柔軟に取り組みました。きめ細かい店頭フォロー活動や地域のニーズに合わせた企画提案型の営業活動、品揃えの強化と付加価値を高めた魅力のある商品開発を通して、お客様の満足につながる活動を推進してまいりました。

その結果、天候の影響を受けた品目があったものの、ビスケット品目、チョコレート品目、スナック品目などが順調に推移したことから、売上高は前期並みの推移となりました。

利益面においては、生産性の向上、コストの削減、経費の効率的な使用に取り組んだものの、競争激化による販売促進費の増加や物流費用の増加に伴い営業利益は前期を下回りました。加えて為替差損の影響により経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益も前期を下回りました。

営業品目別の概況

菓子の合計売上高は、112,271百万円（対前期比101.4%）となりました。

菓子では、ビスケット品目を中心として、豆菓子、キャンデー、デザート、米菓、スナック、チョコレートなどの品目を展開しています。

ビスケット品目は、マイベネフィット商品群において、ひとくちサイズで濃厚な味わいのチーズケーキ「120gミニベイクドチーズケーキ」、バニラクリームをパイとウエハースではさみ、ミルクチョコレートでコーティングした「110gミニミルフィユショコラ」を発売し好評をいただきました。加えて「プチ」シリーズでは、毎月24日を「ブルボン・プチの日」、毎年6月24日を「プチクマの日」に制定し、各種キャンペーンの実施とともに積極的な商品展開を行いました。さらに「チョコあ〜んぱん」をラスクにした「チョコあ〜んぱんラスク」を発売し、ブランドの活性化を図りました。また、季節に合わせた商品展開として、抹茶、サマーフルーツ、夏塩、いも・栗、ホワイト、いちごなどの各種フェア商品を発売し、店頭での露出を高めたお客様を飽きさせない売り場づくりを提案しました。「128gミニ濃厚チョコブラウニー」が引き続き好調に推移しマイベネフィット商品群が伸張したこと、オリジナルビスケット商品群、ファミリーサイズ商品群、パーティタイプ商品群が順調に推移しました。

スナック品目は、「プチポテト」シリーズにじゃがバター風味やマルゲリータピザ風味、わさび味などの新味や、ルート限定商品を発売しシリーズの拡販を図りました。また、濃厚なチーズクリームをかけたポテトスナック「チーズジャガ」シリーズに、ピザ味やスパイスペッパー味、カマンベール仕立てを発売し品揃えの強化を図りました。一方で、手軽にプロテインを摂取できる「プロテインチャージえんどう豆スナックうましお味」を発売し、健康志向のニーズに応える商品展開を行いました。

チョコレート品目は、「ルマンド」のおいしさはそのままに、ギュッとつままったクレープ生地をチョコレートで包んだパウチタイプ商品「ひとくちルマンド」を発売しました。「アルフォートミニチョコレート」シリーズにおいてはメープルを品揃えするとともに、キャンペーン等のプロモーション展開を行いブランド強化に取り組みました。また、カップスナック商品群では「じゃがチョコ」シリーズで、季節に応じた商品展開を行ったことに加え、通常品の1.5倍の量のチョコレートをコーティングした「じゃがチョコグランデ」を発売し品揃えの強化を図りました。冬期限定の「生チョコトリュフ」シリーズをリニューアルしたほか、「粉雪ショコラ」シリーズは、デザインの刷新と品質改善に取り組みました。板チョコレート商品群が伸び悩んだものの、袋チョコレート商品群、小箱チョコレート商品群が伸張しました。

以上、既存品が伸び悩んだ品目があったものの、ビスケット品目を中心としてスナック品目、チョコレート品目などが順調に推移したことから、菓子全体では前期を上回りました。



飲料・食品・冷菓・その他の合計売上高は、5,280百万円(対前期比77.1%)となりました。

飲料品目は、ミネラルウォーター商品群において各自治体等の協力のもと商品化した「防災天然水」を販売したほか、人気キャラクターをデザインした商品のリニューアルを行いました。また、「おいしいココナッツミルク」シリーズに、ルート限定商品を発売しブランドの認知拡大を図りましたが、天候の影響を受けた品目があり、前期を下回りました。

食品品目は、時短ニーズにお応えしたアイデア商品「かんたんクッキング」シリーズを発売しました。健康志向の高まりを受け「120gしょうがココア」や「120gミルクココア繊維習慣」の取り扱いが拡大しました。また、脱プラスチック化等の環境問題への対応として、ストローとしても使用できるクッキー「コロネクッキー」を発売しました。機能性食品では、成長期のお子様向け栄養機能食品「セノビックバーココア味」やタンパク質と10種のビタミンを手軽に摂取できる「プロテインバーチョコレートクッキー(WG)」を発売しました。「スローバー」商品群にも継続して好評をいただきましたが、既存品の伸び悩みにより前期を下回りました。

冷菓品目は、より一層ルマンドの味わいをお楽しみいただけるよう「ルマンドアイス」のリニューアルを行ったほか、「ルマンドアイスストロベリー」や、地域限定で「ルマンドアイス抹茶」を発売しブランドの認知向上に努めました。また、当社飲料の味わいをイメージしたモナカアイスを発売し品揃えの強化に努めたものの、競争激化の影響により既存品が伸び悩んだことから前期を下回りました。

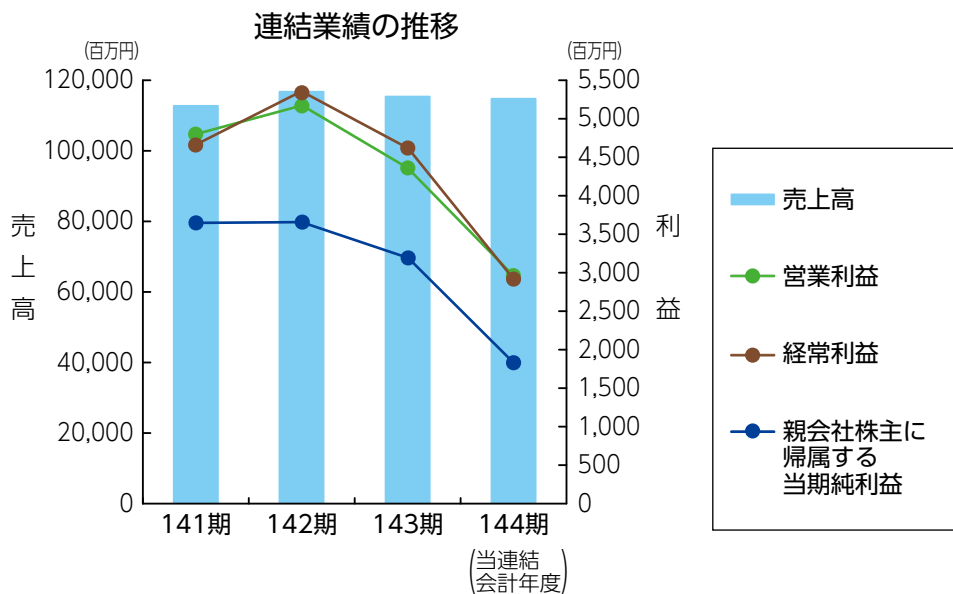
その他では、通信販売事業は、季節に合わせた商品の展開と魅力のある品揃えを強化し、顧客の拡大とリピーターの増加に取り組みました。

自動販売機事業は、多様な商品を取り扱うプチモールの設置環境の選択による収益性向上と効率化に取り組んだほか、設置の展開推進による台数の増加に伴って伸張しました。

また酒類販売事業は、季節に合わせた限定醸造商品「ALWAYS A WIT (オールウェイズアヴィット)」などを発売し、クラフトビールの魅力を伝える商品展開を行いました。ナショナルブランド商品群の競争激化と輸出商品の伸び悩みなどにより、前期を下回りました。



以上の営業活動により業績の向上に努めてまいりました結果、当連結会計年度の売上高は117,551百万円（対前期比100.0%）、営業利益は2,919百万円（対前期比65.6%）、経常利益は2,899百万円（対前期比63.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,875百万円（対前期比60.2%）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、6,866百万円であり、ビスケット、チョコレートを中心とした新製品への設備投資、ビスケット、米菓の主力商品の生産強化を目的とした設備投資、既存商品の省人化、既存設備の更新や省エネルギーとIoT導入による収益性改善および品質管理体制強化のための設備投資を図りました。

(3) 資金調達の状況

設備の新設および拡充資金は、主に自己資金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、食品製造企業として品質保証第一主義に徹するとともに、安定した原材料調達と商品供給体制の確立、原材料のトレーサビリティ、フードセーフティーへの取り組み強化による品質保証体制のレベルアップ、AI、IoT等を活用した最新の生産システム構築による生産性向上や業務の効率化による働き方改革、キャッシュレス化の進行による消費チャネル多様化への対応などが求められております。

また、薬食未病の概念に基づく、生活習慣病予防に役立つ食品の開発や、再生医療関連の研究を強化し、消費者の皆様の健康に寄与し、さらに新しいニーズを創造する新製品開発と需要喚起に向けた売場の改革を含めた企画提案型営業活動に取り組んでまいります。

将来に向けては、企業の持続的発展にはESG（環境・社会・ガバナンス）を経営戦略と捉え、環境貢献投資、健康寿命の延長、防災・減災などの社会課題の解決、安全、コンプライアンス、顧客満足、品質の向上に注力することでリスク対応するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標に準拠した活動を明確にし、取り組んでまいります。

なお、依然、国内外で感染発症が続く新型コロナウイルス感染症対策として、当社では社内を設置した「新型コロナウイルス感染症対策委員会」を中心に、従業員は執務前の検温、うがい、手指のアルコール消毒、体調の自己申告を励行するほか、執務中のマスク着用、営業社員のテレワーク、本社業務を2チームに分けて行うスプリット・オペレーション等に取り組んでおります。今後も感染予防・拡大防止策等を徹底し、従業員の安全確保を最優先に取り組むつつ、商品の安定供給に努めてまいります。

① 新製品開発体制の強化

- ・競争力優位にあるビスケット市場におけるシェアのさらなる拡大
- ・チョコレート市場シェア拡大と冷菓事業の商品ラインナップの拡充
- ・次世代を担う主力商品の開発、新たなブランドの構築および新カテゴリー群の創出と育成
- ・既存ブランド商品の新規形態品やシリーズ品の開発を通じた新たな売り場や購買層の獲得
- ・ご好評をいただいている「ひとくちルマンド」に次ぐ、優位性・新奇性に富み、

- 差別化された商品の開発や、そのための新設備の導入
- ・先端・先進的研究領域への取組み
- ② 新たな需要を創造する営業体制の強化
 - ・企画提案型営業による楽しい売り場演出・サービスの提供
 - ・流通チャンネル・得意先別要望への適時対応と積極的な企画提案による関係強化
 - ・販売促進費の効果的使用による売上拡大と低効果費用の見直しによる利益改善
 - ・自動販売機事業、業務用商品販売事業およびeコマース事業の品揃え強化による採算性の向上のほか、新たな付加価値を提供するスマートリテールの開発
- ③ グローバル展開の推進
 - ・中国市場における当社商品や現地グループ会社の商品の販売拡大
 - ・米国市場に適した商品の開発と現地法人を拠点とした販売推進
 - ・東南アジア、その他目覚ましい経済成長がみられる地域への販売網の構築や販売強化
 - ・その他地域への販売網の構築
- ④ 経営基盤の強化
 - ・安全、安心な商品を安定して供給できる生産体制の構築・維持・推進
 - ・新規原材料開発や購買経路の開拓、製品仕様の見直し等によりコスト競争力を高める体制の強化
 - ・AI、IoTを活用した最新の生産システムの構築による生産性や品質の向上、省人化によるコスト低減の推進
 - ・食品安全マネジメントシステムの国際規格ISO22000からGFSI（世界食品安全会議）ベンチマーク規格のFSSC22000への移行推進
 - ・食品安全マネジメントシステムの国際規格等を基に当社独自に策定したブルボン品質保証マネジメントシステム（BQAMS）の運用と教育の実施
 - ・従業員の多様な働き方を可能とする制度の整備や、健康経営を通じた明るく活き活きと働くことのできる職場環境の構築
 - ・後継者群育成計画の策定による経営幹部の養成

(5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第141期	第142期	第143期	第144期
	(2016年4月から 2017年3月まで)	(2017年4月から 2018年3月まで)	(2018年4月から 2019年3月まで)	当連結会計年度 (2019年4月から 2020年3月まで)
売 上 高 (百万円)	112,918	117,696	117,572	117,551
経 常 利 益 (百万円)	4,666	5,322	4,560	2,899
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,652	3,657	3,117	1,875
1株当たり当期純利益 (円)	152.03	152.25	129.77	78.08
総 資 産 (百万円)	70,747	79,505	80,026	78,050
純 資 産 (百万円)	40,714	43,984	46,310	47,664

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ①重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
北日本羽黒食品株式会社	10 百万円	100%	食料品の製造
株式会社レーマン	28 百万円	100%	食料品の製造・販売
エチゴビール株式会社	100 百万円	100%	酒類の製造・販売
波路夢(上海)商貿有限公司	1,685 百万円	100%	食料品の販売
波路夢(長興)食品有限公司	28,500 千US\$	100%	食料品の製造・販売

- ③特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

各種和洋菓子および飲料、食品の製造、販売

(主要な営業品目)

ビスケット、小麦粉せんべい、豆菓子、キャンデー、デザート、米菓、スナック、珍味、チョコレート、チューインガム、ミネラルウォーター、コーヒー・ココア飲料、その他清涼飲料水、粉末ココア、冷菓、酒類、米(通販のみ)、パン・インスタントラーメン(自販機のみ)

(8) 主要な営業所および工場

①営業所

赤坂オフィス(東京都港区)、神戸オフィス(神戸市)、北海道・東北(仙台市)、北信越(柏崎市)、関東東(川口市)、関東西(横浜市)、流通開発関東(東京都品川区)、中部(北名古屋)、中国・四国(広島市)、九州(福岡市)
中華人民共和国(上海市)

②生産拠点

新潟県(柏崎市、新潟市、長岡市、上越市、新発田市、村上市、五泉市)
山形県(鶴岡市)
埼玉県(和光市)
長野県(北佐久郡御代田町)
中華人民共和国(浙江省湖州市長興県)

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,271名	13名増	39.0歳	16.3年

上記の他、臨時従業員が期中平均で783名おります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社 日本政策投資銀行	450

(11) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 24,024,387 株 (自己株式 3,675,613 株を除く)
- (3) 株主数 9,435 名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人ブルボン吉田記念財団	2,612	10.87
吉田興産株式会社	2,200	9.16
ブルボン柏湧共栄会	1,762	7.33
吉田康	1,172	4.88
株式会社第四銀行	1,139	4.74
吉田和代	988	4.11
北日本興産株式会社	915	3.81
吉田暁弘	828	3.45
吉田匡慶	641	2.67
吉田眞理	626	2.61

(注) 1. 当社は自己株式を3,675,613株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職の状況
吉田 康	取締役社長 (代表取締役)		公益財団法人プルボン吉田記念財団代表理事 吉田興産株式会社取締役 北日本興産株式会社取締役 株式会社プルボン再生医学研究所代表取締役
山崎 幸治	専務取締役 (代表取締役)	人智財本部長 財務管理部長	
大竹 一弘	常務取締役	開発開拓本部長 国際営業部長	波路夢(長興)食品有限公司董事長 波路夢(上海)商貿有限公司董事長
浅野 和男	常務取締役	製造保証本部長	
小山 貞一	常務取締役	経営企画研究本部長	
吉川 実	取締役	製造保証本部 品質保証部長	波路夢(長興)食品有限公司副董事長
寶島 哲央	取締役	開発開拓本部 業務直販営業部長	
横田 昇	取締役	人智財本部 人事企画部長	
諸橋 文弘	取締役	製造保証本部 設備開発管理部長	北日本羽黒食品株式会社代表取締役
坂井 裕次	取締役	開発開拓本部 第一製品開発部長	
井手 規秀	取締役	開発開拓本部 エリア営業部長	
小林 庄司	取締役	経営企画研究本部 先端研究所長	
川上 深	取締役	開発開拓本部 飲食品冷菓営業部長	
小林 修	取締役	製造保証本部 製造管理部長	
中野 隆	取締役	人智財本部 総務推進部長	
川村 治夫	取締役		キャス・キャピタル株式会社代表取締役
関根 洋祐	取締役		
河端 和雄	取締役		
佐々木 広介	取締役		第四リース株式会社代表取締役会長
尾関 幸美	取締役		
植木 敏彦	常勤監査役		
佐藤 一也	常勤監査役		
川上 悦男	監査役		税理士
宮本 照雄	監査役		

(注) 1. 取締役川村治夫、関根洋祐、河端和雄、佐々木広介および尾関幸美の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役川上悦男および宮本照雄の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役川上悦男氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の役員の変動
 - (1)2019年6月27日開催の第143期定時株主総会において、中野隆、佐々木広介および尾関幸美の3氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - (2)2019年6月27日開催の第143期定時株主総会において、佐藤一也および宮本照雄の2氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
 - (3)2019年6月27日開催の第143期定時株主総会終結の時をもって、大西孝および行田宏文の2氏は取締役を、また、幸田重樹および菊池慎の2氏は監査役をそれぞれ任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役川村治夫、関根洋祐、河端和雄、佐々木広介および尾関幸美の5氏ならびに監査役川上悦男および宮本照雄の2氏を独立役員として届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役 (うち社外取締役)	22 (5)	166 (30)
監査役 (うち社外監査役)	6 (3)	33 (12)
合計 (うち社外役員)	28 (8)	200 (43)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は20名(うち社外取締役は5名)ですが、上記には2019年6月27日開催の第143期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した大西孝および行田宏文の取締役2氏ならびに幸田重樹および菊池慎の監査役2氏への支給分も含めて記載しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2016年6月29日開催の第140期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額240百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内、また、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額20百万円を含んでおります。
5. 上記のほか、使用人兼務取締役(11名)の使用人分給与(賞与を含む)を96百万円支払っております。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年6月27日開催の第143期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役2氏ならびに監査役2氏に対し支払った役員退職慰労金は20百万円(過年度の事業報告において報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額22百万円を含む)であります。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役

川村治夫 関根洋祐 河端和雄 佐々木広介 尾関幸美
 ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他

の法人等との関係

川村治夫氏は、キャス・キャピタル株式会社の代表取締役であり、当社とキャス・キャピタル株式会社は取引がありません。

佐々木広介氏は第四リース株式会社の代表取締役会長を務めており、当社は第四リース株式会社と取引関係がありますが、当社が定める社外役員の独立性判断基準の要件を満たしております。

関根洋祐、河端和雄および尾関幸美の3氏については該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

川村治夫氏は株式会社デコルテ、株式会社フードプラス・ホールディングスおよび株式会社シンコーの社外取締役を兼任しており、当社とそれぞれの会社は取引がありません。

尾関幸美氏は三井不動産株式会社の社外監査役を務めておりますが、当社は同社と取引がありません。

関根洋祐、河端和雄および佐々木広介の3氏については該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況

	取締役会（全12回開催）	
	出席回数（回）	出席率（%）
川村治夫	12	100
関根洋祐	12	100
河端和雄	12	100
佐々木広介	10	100
尾関幸美	10	100

(注) 当事業年度の取締役会開催は全12回ですが、佐々木広介および尾関幸美の2氏は第143期定時株主総会において選任され、就任いたしましたので、2氏の取締役会への出席率は、就任日である2019年6月27日から2020年3月31日までの期間における取締役会開催回数10回を基に算出しております。

(イ) 取締役会における発言状況

川村治夫氏は、グローバル化への対応と、海外での豊富な経験からマーケティングおよび新事業の推進を図るための助言・提言を行っております。

関根洋祐氏は、豊富な行政経験と地域情勢に精通していることから、持続的な企業価値の向上を目指すための知見を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

河端和雄氏は、長年にわたる総合商社での世界の食糧事情や国際間戦略にも精通した経験を有し、製油業界3社による経営統合および経営再建に携わってきた経営手腕に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

佐々木広介氏は長年にわたる金融機関の豊富な経験に加え、国内外の経済政策に精通し幅広い見識を有しており、取締役会において経営全般について有益な助言・提言を行っております。

尾関幸美氏は会社法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社が持続的な企業価値、コンプライアンスの向上を目指すにあたり適切な助言・提言を行っております。

(ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と川村治夫、関根洋祐、河端和雄、佐々木広介および尾関幸美の5氏は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額となります。

カ. 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

キ. 社外役員についての記載事項についての意見

該当事項はありません。

② 監査役

川上悦男 宮本照雄

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (全12回開催)		監査役会 (全12回開催)	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
川上悦男	12	100	12	100
宮本照雄	10	100	6	100

(注) 当事業年度に開催された取締役会は全12回、監査役会は全12回であります。宮本照雄氏は第143期定時株主総会において選任され、就任いたしましたので、同氏の取締役会および監査役会への出席率は、就任日である2019年6月27日から2020年3月31日までの期間における取締役会開催回数10回、監査役会開催回数6回を基に算出しております。

(イ) 取締役会および監査役会における発言状況

川上悦男氏は、税理士としての豊富な経験から、財務、会計等に関して適宜発言を行っております。

宮本照雄氏は長年にわたる監査部門における豊富な経験をもとに特

にコンプライアンス向上に関して適宜発言を行っております。

(ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と川上悦男および宮本照雄の2氏は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額となります。

カ. 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

キ. 社外役員についての記載事項についての意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	34

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る監査等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を勘案し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、収益認識に関する会計基準対応のアドバイザー業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、持続的な企業価値の向上や、当社グループを取り巻く七媒体（株主、消費者、流通、国・県・市町村、取引先、金融機関、従業員）との「響働」を実現するため、法令、定款、社内規程等の遵守や、業務の有効性・効率性等の確保を目的とする「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり取締役会にて決議しております。また、この内部統制システムを整備するとともに、定期的な見直しや必要に応じた改善を行うことを通じて、適切な運用を図っております。

①当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人が、法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」「経営理念」および「行動規範・指針」を定めます。そして、行動規範の基本原則である法令を遵守し社会的倫理に即した企業活動を進めます。

(2) コンプライアンスの推進のため、教育、研修を実施します。また、法令の施行、改正情報などを調査し全社制策連絡会議において報告することで、各部署への周知徹底を図ります。

(注)「制策」は社内用語です。(以下、同じです。)

(3) 健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応いたします。

(4) 業務活動の改善提案およびコンプライアンスに関する疑問や違反行為等の通報のため、社外を含めた複数の通報相談窓口「ヘルプライン」を設置いたします。また、通報者の保護を徹底いたします。

(5) 当社は、代表取締役社長直轄の内部監査局を設置し、定期的を実施する内部監査を通じて、業務実施状況の実態を把握し、当社およびグループ会社の業務が法令、定款および社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか調査いたします。さらに、制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか確認することにより、財産の保全ならびに経営効率の向上に努めるとともに、監査結果を監査役会および関係取締役に報告いたします。

(6) 金融商品取引法その他諸法令・諸基準に則り、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築いたします。

《運用状況の概要》

- ・「コンプライアンス基本方針」をイントラネットに掲載するとともに、「行動規範・指針（小冊子）」を全従業員に配布し、コンプライアンスに対する意識を高める行動につながるよう周知、徹底を図っております。
- ・コンプライアンス教育の一環として、個人情報保護に関する教育を従業員に実施いたしました。
- ・働き方改革関連法へ対応するための体制の整備を推進しております。また、

健康経営の方針のもと、従業員への健康管理に係る教育や、健康状況の相談のための個別面談を設ける等の活動を実施しております。

- ・通報相談窓口「ヘルプライン」を従業員の誰もが利用できるように、「行動規範・指針（小冊子）」に複数の相談先を記載し周知しております。また、通報者が不利益を被らないよう、保護を徹底しております。
- ・内部監査局は財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性の評価を行うほか、グループ会社、製造工場、営業所等の事業拠点の監査を行ったうえ、その結果を代表取締役社長や関係取締役、さらには監査役会へ報告を行っております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や稟議書、取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程を定め保存、管理いたします。
- (2) 文書の種類に応じ保管期間、管理責任部署、保管場所等を定めるとともに、議事録等の重要文書類については、10年間閲覧可能な状態を維持いたします。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、業務執行に係る社会情勢の変化、販売および取引構造の変化、品質保証関係、経済情勢等の変化、天変地異の災害・天候不順などの様々な損失のリスクを認識し、それらの危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失のリスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。具体的には、内部統制委員会の指示のもと、個々のリスクごとに管理責任部署および責任者を定め体制を整えるとともに、リスク管理規程に基づき、定期的に対応策の見直し、教育の実施、周知徹底を行います。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じ社外専門家の弁護士、公認会計士、税理士などにも随時連絡・相談し迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制を整えます。

《運用状況の概要》

- ・新型コロナウイルス感染症への従業員の感染リスクを低減するため、執務前に検温やうがい、手指のアルコール消毒、健康状態の申告を行っております。また、執務中はマスクを着用し、急を要しない出張を取りやめるほか、営業社員はテレワークを実施する等の対応を行っております。
- ・内部統制委員会では、当期の法令等の教育状況や全社的なリスクの対応状況の確認のほか、重要性の高い情報の保管方法の確認等を行いました。
- ・財務報告の信頼性に係る内部統制の自己評価を実施することで財務報告上のリスクに対する統制の有効性の確認を行っております。
- ・品質保証第一主義に基づき品質管理体制の強化を図るべく、GFSI（世界食品安全会議）ベンチマーク規格のFSSC22000を新たに1事業所の1工場

にて取得するとともに、他2事業所での登録を更新しました。また、子会社1社がJFS-B規格（食品安全マネジメントシステム）を取得いたしました。

- ・SDGs達成への貢献のため、包装材料としてのプラスチックの総使用量を削減するよう、包装材料の規格の見直しや、一部他素材への代替に取り組んでおります。また、環境に配慮した水性印刷を用いた包装材料への切り替えを順次進めております。
- ・大規模災害が発生した際に、従業員とその家族の安否確認を行うシステムを運用しております。
- ・従業員がソーシャルメディアを適切に利用するための教育を実施しております。

④当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、計画的に開催する取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、また、書面決議により意思決定を迅速に行っていくことで職務執行の効率化を図ります。
- (2) 当社が随時開催する全社制策連絡会議には、当社および当社グループ会社の取締役も出席したうえで、業務執行に関する基本事項および施策の実施状況の報告や必要事項の連絡を行います。
- (3) 常勤監査役は取締役会と全社制策連絡会議に出席し、意見陳述および取締役の業務執行に関する監査等を行います。

《運用状況の概要》

- ・取締役の職務執行の意思決定の迅速化を図るべく、当事業年度は取締役会を全12回開催しております。
- ・全社制策連絡会議を7回開催することでグループ全体の職務執行の効率化に向けた情報の共有を図っております。
- ・常勤監査役はすべての取締役会および全社制策連絡会議に出席しております。

⑤その他当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社は当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえ当社準拠の内部統制システムを整備いたします。
- (2) グループ会社の経営につきましては、当社関係部署の支援のもと、自主性を尊重しつつ、四半期ごとに当社取締役会にて経営状況についての報告を、また、随時、全社制策連絡会議にて業務執行報告を受けることといたします。さらに、重要案件については、当社関係取締役を交えた事前協議を行います。
- (3) 主要なグループ会社につきましては、当社の監査役が定期的に監査を行い業務の適正を確保する体制を整備いたします。

《運用状況の概要》

- ・ 主要なグループ会社の代表取締役社長は、四半期ごとの取締役会に出席し経営状況の報告を、行っております。また全社制策連絡会議に出席し、業務執行についての報告を行っております。
- ・ 監査役は主要なグループ会社に対して監査を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する部署として、監査役会事務室（専任職員1名、総務推進部との兼任職員1名）を設置いたします。

《運用状況の概要》

- ・ 監査役会事務室により、その職務を補助する体制を整えております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が、その職務を補助すべき使用人に指示・命令した業務については、取締役および使用人は指揮命令の権限を有しません。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の適切な職務遂行のため、人事評価、人事異動、懲罰等の決定については、事前に監査役の同意を必要といたします。

《運用状況の概要》

- ・ 当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、その指示・命令に従い行動いたします。

《運用状況の概要》

- ・ 当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

⑨ 当社およびグループ会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、当社およびグループ会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や全社制策連絡会議に出席する他、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社およびグループ会社の取締役および使用人等から説明を求めることができますことといたします。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役および使用人等は、重大なコンプライアンス違反や信用失墜を引き起こし会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは業務に影響を与える重要な事項を発見した場合には、監査役へ適時、適切な報告を行う体制を確保いたします。
- (3) 通報相談窓口「ヘルプライン」の内部通報の運用状況やその内容について、当社総務推進部担当取締役は適時、監査役会へ報告いたします。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。
- ・総務推進部担当取締役は通報相談窓口「ヘルプライン」の内部通報の運用状況やその内容を監査役会および取締役会へ適時報告しております。

⑩監査役へ前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役へ、前項の報告を行った当社およびグループ会社の取締役および使用人等に対し、その報告の事実をもって不利な取扱いはいたしません。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

⑪監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役職務の執行に係る費用は、その監査計画に応じて予算化することで、その職務の円滑な執行を可能にいたします。
- (2) 監査のために必要な費用の前払いまたは償還は、速やかに行います。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

⑫その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、内部監査局および会計監査人と必要に応じ意見・情報の交換を行い、またその判断により職務遂行に必要な調査、情報収集等が実施可能な体制を構築いたします。
- (2) 監査役は、内部監査局と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて代表取締役社長を通して内部監査局に調査を求めることといたします。
- (3) 監査役会は、会計監査人である監査法人から会計監査の監査計画および監査結果について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図り効果的な監査業務の遂行を図ります。
- (4) 代表取締役と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつことといたします。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。
- ・監査役は、必要に応じて、内部監査局や会計監査人と情報・意見交換を行っております。
- ・当事業年度は、監査役会と代表取締役との協議の場を計2回設けております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値を高め、株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な方針は定めておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	35,018	流動負債	23,254
現金及び預金	13,141	支払手形及び買掛金	10,744
受取手形及び売掛金	13,066	1年内返済予定の長期借入金	200
有価証券	118	1年内償還予定の社債	100
商品及び製品	4,599	リース債務	248
仕掛品	555	未払金	3,435
原材料及び貯蔵品	2,796	未払費用	5,655
その他	744	未払法人税等	944
貸倒引当金	△ 4	賞与引当金	1,182
固定資産	43,031	返品引当金	36
有形固定資産	36,066	その他の	707
建物及び構築物	15,365	固定負債	7,131
機械装置及び運搬具	11,076	長期借入金	250
工具、器具及び備品	421	リース債務	392
土地	6,766	繰延税金負債	504
リース資産	591	役員退職慰労引当金	237
建設仮勘定	1,845	退職給付に係る負債	5,731
無形固定資産	1,488	負ののれん	16
ソフトウェア	335		
のれん	1,091		
その他	61		
投資その他の資産	5,476	負債合計	30,385
投資有価証券	2,616		
繰延税金資産	2,509	純資産の部	
その他	350	株主資本	48,025
		資本金	1,036
		資本剰余金	6,790
		利益剰余金	41,140
		自己株式	△ 941
		その他の包括利益累計額	△ 360
		その他有価証券評価差額金	50
		為替換算調整勘定	△ 314
		退職給付に係る調整累計額	△ 97
		純資産合計	47,664
資産合計	78,050	負債純資産合計	78,050

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

<p>売 上 高 価</p>		117,551
売 上 原 価		69,011
売 上 総 利 益		48,540
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		45,620
営 業 利 益		2,919
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	62	
受 取 保 険 金	22	
負 の の れ ん 償 却 額	1	
そ の 他	93	185
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
減 価 償 却 費	18	
為 替 差 損	153	
そ の 他	25	205
経 常 利 益		2,899
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	82	
減 損 損 失	0	
災 害 に よ る 損 失	26	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	58	
そ の 他	1	168
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,733
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	909	
法 人 税 等 調 整 額	△ 51	858
当 期 純 利 益		1,875
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,875

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 ブルボン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子勝彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸田力也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブルボンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブルボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬

により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社ブルボン 監査役会

常勤監査役 植木敏彦 ㊟

常勤監査役 佐藤一也 ㊟

社外監査役 川上悦男 ㊟

社外監査役 宮本照雄 ㊟

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	33,578	流 動 負 債	23,286
現金及び預金	12,282	支払手形	1,305
受取手形	80	買掛金	8,823
売掛金	12,750	短期借入金	1,395
有価証券	118	1年内返済予定の長期借入金	200
商品及び製品	4,144	1年内償還予定の社債	100
仕掛品	484	リース債務	236
原材料及び貯蔵品	2,398	未払金	3,248
前払費用	123	未払費用	5,356
短期貸付金	1,364	未払法人税等	893
未収入金	999	預り金	487
その他の	46	賞与引当金	1,043
貸倒引当金	△ 1,213	返品引当金	36
固 定 資 産	43,395	その他の	159
有 形 固 定 資 産	35,794	固 定 負 債	5,838
建築物	14,452	長期借入金	250
構築物	891	リース債務	366
機械及び装置	10,913	退職給付引当金	4,969
車両運搬具	19	役員退職慰労引当金	237
工具、器具及び備品	369	負のれん	16
土地	6,747		
リース資産	556	負 債 合 計	29,125
建設仮勘定	1,844	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,384	株 主 資 本	47,782
のれん	988	資本	1,036
ソフトウェア	335	資本剰余金	10,064
その他	60	資本準備金	52
投 資 其 他 の 資 産	6,216	その他資本剰余金	10,012
投資有価証券	2,481	利 益 剰 余 金	38,219
関係会社株式	998	利益準備金	259
出資	2	その他利益剰余金	
関係会社出資金	0	別途積立金	25,030
関係会社長期貸付金	2,452	繰越利益剰余金	12,930
長期前払費用	3	自 己 株 式	△ 1,538
繰延税金資産	2,192	評価・換算差額等	66
その他の	300	その他有価証券評価差額金	66
貸倒引当金	△ 2,215		
資 産 合 計	76,974	純 資 産 合 計	47,848
		負 債 純 資 産 合 計	76,974

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		113,670
売上原価		66,562
売上総利益		47,107
販売費及び一般管理費		44,476
営業利益		2,631
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	60	
受取賃貸料	514	
受取保険料	12	
貸倒引当金戻入額	177	
負ののれん償却額	1	
その他の	87	870
営業外費用		
支払利息	18	
賃貸収入原価	485	
為替差損	68	
その他の	34	606
経常利益		2,895
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	0	3
特別損失		
固定資産処分損	81	
減損損失	0	
投資有価証券評価損	58	
災害による損失	16	
その他の	1	158
税引前当期純利益		2,740
法人税、住民税及び事業税	843	
法人税等調整額	△ 40	802
当期純利益		1,937

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 ブルボン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子勝彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸田力也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブルボンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬によ

り発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として安定配当の維持を基本と考え、また内部留保については経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案して、第144期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当期の配当金につきましては、1株当たり11円の普通配当に「創業95周年記念配当」として1円を加え、以下のとおりとなります。

金12円 総額 288,292,644円

なお、中間配当金として1株当たり11円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり23円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業内容の多様化に対応し、また将来の新規事業参入に備えて、第2条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

また、当社は、経営環境の変化に対応したより迅速で機動的な経営の意思決定と監督機能の強化ならびに業務執行責任の明確化を図ることを目的として、本総会終結直後の取締役会において執行役員制度を導入いたします。つきましては、現行定款第20条の取締役員数の上限を減員させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(10) (条文省略) 〔新設〕 <u>(11)～(27)</u> (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(10) (現行どおり) <u>(11)衛生用品、日用雑貨品の製造、販売</u> <u>(12)～(28)</u> (現行どおり)
第3条 } (条文省略)	第3条 } (現行どおり)
第19条 (員数)	第19条 (員数)
第20条 当社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。	第20条 当社の取締役は、 <u>17</u> 名以内とする。
第21条 } (条文省略)	第21条 } (現行どおり)
第47条	第47条

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役20名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社においては取締役会の意思決定の迅速化および監督機能の強化ならびに業務執行責任の明確化を図ることを目的として、本総会終結後の取締役会において執行役員制度を導入いたします。つきましては、取締役数を減員し、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当	在任年数	取締役会出席回数
1	よしだ やすし 吉田 康	再任	代表取締役社長	33年	12/12回
2	やまざき こうじ 山崎 幸治	再任	代表取締役専務 財務管理部長	18年	12/12回
3	おおたけ かずひろ 大竹 一弘 *	再任	常務取締役 国際営業部長	26年	12/12回
4	あさの かずお 浅野 和男 *	再任	常務取締役	16年	12/12回
5	きっかわ みおる 吉川 実 *	再任	取締役 品質保証部長	8年	11/12回
6	よこた のぼる 横田 昇 *	再任	取締役 人事企画部長	3年	12/12回
7	もろはし ひみひろ 諸橋 文弘 *	再任	取締役 設備開発管理部長	2年	12/12回
8	さかい ゆうじ 坂井 裕次 *	再任	取締役 第一製品開発部長	2年	12/12回
9	い で のりひで 井手 規秀 *	再任	取締役 エリア営業部長	2年	12/12回
10	なかの たかし 中野 隆 *	再任	取締役 総務推進部長	1年	10/10回
11	かわむら はるお 川村 治夫	再任 社外	社外取締役	13年	12/12回
12	かわばた かずお 河端 和雄	再任 社外	社外取締役	4年	12/12回
13	さ さ き こうすけ 佐々木 広介	再任 社外	社外取締役	1年	10/10回
14	お げ き ゆきみ 尾関 幸美	再任 社外	社外取締役	1年	10/10回
15	もり くに お 森 邦雄	新任 社外			

(注) 1. 本議案が承認可決された場合、*の候補者は執行役員兼務の取締役となる予定です。
2. 在任年数は就任より本株主総会終結の時までの年数です。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1	 <p>よし だ やすし 吉田 康 (1955年5月24日生) 所有する当社株式数 1,172,502株</p>	<p>1979年 4月 当社入社 1986年 12月 当社第二製造企画部長 1987年 2月 当社取締役第二製造企画部長 1989年 7月 当社常務取締役 1990年 2月 当社専務取締役 1992年 10月 当社常務取締役 1996年 1月 当社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] 公益財団法人ブルボン吉田記念財団代表理事 吉田興産株式会社取締役 北日本興産株式会社取締役 株式会社ブルボン再生医科学研究所代表取締役</p>
<p>(取締役候補者とした理由) 吉田康氏は、入社以来、主に開発、製造関連業務に携わり、1987年取締役に就任し、開発担当役員などを経て、1996年に社長に就任して現在に至るまで、社長を務めております。経営者としての豊富な経験に基づき、企業価値向上を目指し強い指導力を発揮し、経営理念とする「集団の生存性」を高めております。 今後もグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値の向上を目指すに適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	 <p>やま ざき こう じ 山崎 幸治 (1954年6月9日生) 所有する当社株式数 4,400株</p>	<p>1973年 3月 当社入社 2000年 11月 当社財務管理部会計管理課課長代理 2001年 3月 当社財務管理部次長 2002年 6月 当社財務管理部長 2002年 6月 当社取締役財務管理部長 2007年 6月 当社常務取締役財務管理部長 2018年 6月 当社代表取締役専務財務管理部長 現在に至る</p>
<p>(取締役候補者とした理由) 山崎幸治氏は、入社以来、財務・会計業務などに携わり、2002年に取締役に就任し2007年から現在に至るまで人智財本部長として、財務、人事、総務部署を統括し、業務システムの改革やガバナンス強化に貢献しております。 今後も豊富な経験と事業経営に関する知見を有していることから適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況
3	 <p>おお たけ かず ひろ 大竹一弘 (1953年4月12日生) 所有する当社株式数 7,500株</p>	<p>1977年 4月 当社入社 1994年 5月 当社販売計測部長兼総務部庶務課長 1994年 6月 当社取締役販売計測部長兼総務部庶務課長 1996年 4月 当社取締役販売企画部長 2000年 11月 当社取締役第三営業部長兼営業管理部長 2002年 3月 当社取締役営業管理部長 2004年 3月 当社取締役西日本営業部長 2009年 3月 当社取締役西日本営業部長 兼業務用販売部長 2014年 5月 当社取締役西日本営業部長 2014年 6月 当社取締役営業部長 2015年 6月 当社取締役中国事業部長 2017年 3月 当社取締役国際営業部長 2017年 5月 当社常務取締役国際営業部長 現在に至る</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 波路梦（長興） 食品有限公司董事長 波路梦（上海） 商貿有限公司董事長</p>
<p>〔取締役候補者とした理由〕 大竹一弘氏は、入社以来、営業関連業務に携わり、1994年に取締役販売計測部長に就任し、2017年からは常務取締役国際営業部長として、グループ会社である中国2法人の董事長を兼務し、経営基盤の強化に貢献するとともに、2018年より開発開拓本部長として、製品開発をはじめ国内営業組織を統括し開発開拓体制の強化に取り組んでおります。 今後も国内外の業績拡大に向け、豊富な経験・知見を有していることから適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4	 <p>あさ の かず お 浅野和男 (1951年9月5日生) 所有する当社株式数 5,600株</p>	<p>1975年 4月 当社入社 1996年 4月 当社製造企画部次長 1999年 3月 当社第二製造企画部次長 2000年 8月 当社品質保証部次長 2004年 5月 当社品質保証部長 2004年 6月 当社取締役品質保証部長 2007年 6月 当社常務取締役品質保証部長 2012年 3月 当社常務取締役 現在に至る</p>
<p>〔取締役候補者とした理由〕 浅野和男氏は、入社以来、開発、製造関連業務に携わり、2004年に取締役に就任し、2012年から現在に至るまで製造保証本部長として工場管理、品質保証、原材料調達業務、品質管理システム等を統括して、「品質保証第一主義」の徹底と工場再構築計画策定に貢献しております。 今後も豊富な経験と製造関連知識を有していることから適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		


候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況
5	 <p>きつ かわ みのる 吉川 実 (1960年10月28日生) 所有する当社株式数 1,400株</p>	<p>1983年 4月 当社入社 2005年 2月 当社製品開発部製品開発二課長 2007年 3月 当社品質保証部次長兼製造監査課長 2010年 3月 当社品質保証部部長代理兼製造監査課長 2012年 3月 当社品質保証部長 2012年 6月 当社取締役品質保証部長 現在に至る</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 波路夢（長興）食品有限公司副董事長</p>
<p>〔取締役候補者とした理由〕 吉川氏は、入社以来、開発、品質保証など製造関連業務に携わり、2012年に取締役品質保証部長に就任し、CS顧客満足度向上のため、当社工場をはじめ、取引先の製造工程監査の実施を通して「品質保証第一主義」の徹底に貢献しております。 今後も豊富な業務経験による知見を有していることから適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
6	 <p>よこ た のぼる 横田 昇 (1961年3月24日生) 所有する当社株式数 300株</p>	<p>1979年 3月 当社入社 2003年 6月 当社製造管理部労務管理課課長代理 2011年 5月 当社人事企画部次長兼労務企画課長 2015年 6月 当社人事企画部長兼安全衛生管理室室長代理 2017年 3月 当社人事企画部長 2017年 6月 当社取締役人事企画部長 現在に至る</p>
<p>〔取締役候補者とした理由〕 横田氏は、入社以来、工場の労務管理、人事関連業務に携わり、2017年に取締役人事企画部長に就任し、現在は従業員が活き活きと働くことのできる職場環境の構築や働き方改革を推進しております。 今後も豊富な業務経験と人事・労務管理に関する知見を有していることから適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況
7	 <p>もろ はし ぶみ ひろ 諸橋文弘 (1962年11月3日生) 所有する当社株式数 600株</p>	<p>1983年 4月 当社入社 2001年 5月 北日本羽黒食品株式会社羽黒工場工務管理課課長代理 2004年 5月 北日本五泉食品株式会社五泉工場長 2007年 1月 当社製造管理部次長兼工務管理二課長 2014年 5月 当社施設管理部次長兼建築課長 2016年 3月 当社施設管理部部長代理 2018年 5月 当社施設管理部部長 2018年 6月 当社取締役施設管理部部長 2020年 3月 当社取締役設備開発管理部部長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] 北日本羽黒食品株式会社代表取締役</p>
<p>(取締役候補者とした理由) 諸橋文弘氏は、入社以来、生産ラインの製造機械の開発・保守管理および工場長など製造関連業務に携わり、2018年に取締役施設管理部部長に就任し生産設備関係をはじめ工場棟建築や製造設備の外部調達など、継続して工場再構築の推進に貢献しております。 今後も豊富な業務経験と建築・製造設備に関する知見を有していることから適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
8	 <p>さか い ゆう じ 坂井裕次 (1971年11月21日生) 所有する当社株式数 200株</p>	<p>1995年 4月 当社入社 2007年 3月 当社製品開発部製品開発六課課長代理 2009年 3月 当社製品開発部製品開発十課長 2012年 3月 当社製品開発部次長兼海外製品開発課長 2017年 3月 当社第一製品開発部部長代理 2018年 3月 当社第二製品開発部長 2018年 6月 当社取締役第二製品開発部長 2019年 3月 当社取締役第一製品開発部長 現在に至る</p>
<p>(取締役候補者とした理由) 坂井裕次氏は、入社以来、開発、製造関連業務に携わり、2018年に取締役第二製品開発部長に就任し、現在は取締役第一製品開発部長として、ビスケット、チョコレート、焼菓子、糖菓、米菓、スナック、豆菓子などのカテゴリーにおいて、顧客ニーズに応えた新製品開発を継続して主導し売上に貢献しております。 今後も豊富な業務経験による知見を有していることから適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況
9	 <p>いでのりひで 井手 規秀 (1973年12月12日生) 所有する当社株式数 200株</p>	<p>1996年 4月 当社入社 2003年 11月 当社大分出張所所長代理 2008年 3月 当社西日本営業部地域営業二課課長代理 2010年 3月 当社西日本営業部営業二課長 2016年 3月 当社西日本営業部次長兼営業二課長 2017年 3月 当社西日本営業部部長代理 2018年 3月 当社西日本営業部長 2018年 6月 当社取締役西日本営業部長 2019年 4月 当社取締役東日本営業部長 兼西日本営業部長 2020年 3月 当社取締役エリア営業部長 現在に至る</p>
<p>(取締役候補者とした理由) 井手規秀氏は、入社以来、営業の第一線で経験を積み重ね、2018年には取締役西日本営業部長に就任し、現在は取締役エリア営業部長として量販店、CVSをはじめとする営業関連の責任者として売上に継続して貢献しております。 今後も豊富な業務経験による知見と流通における幅広い人脈を有していることから適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
10	 <p>なかの たかし 中野 隆 (1967年1月1日生) 所有する当社株式数 100株</p>	<p>1987年 3月 当社入社 2004年 3月 北日本豊浦食品株式会社豊浦工場長 2007年 1月 当社本社工場長 2010年 3月 株式会社レーマン和光工場長 (出向) 2015年 3月 当社上越工場長 2019年 4月 当社総務推進部部長代理 2019年 6月 当社取締役総務推進部長 現在に至る</p>
<p>(取締役候補者とした理由) 中野隆氏は、入社以来、開発、製造関連で経験を積んだ後、2004年に豊浦工場長に就任し、複数の工場長を歴任し製造関連業務全般に携わり、2019年に取締役総務推進部長に就任し、会社法をはじめとする法務対応、庶務管理、広報・IR関連業務や地域のスポーツ、文化・芸術・福祉活動の支援を通して地域社会の活性化に貢献しております。 今後も豊富な業務経験による知見を有していることから適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況
11	 <p>かわむらはるお 川村 治夫 (1957年12月3日生) 所有する当社株式数 0株</p>	<p>1980年 4月 株式会社東京銀行(現三菱UFJ銀行) 入行 1985年 5月 ペンシルベニア大学 ウォートン・スクール経営大学院修了 1987年 11月 株式会社東京銀行(国際企業部副審査役) 退行 1987年 12月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 1998年 11月 ゴールドマン・サックス証券会社 マネージング・ディレクター 2000年 4月 ゴールドマン・サックス証券会社退社 2001年 10月 モルガン・スタンレー証券会社入社 マネージング・ディレクター 2003年 1月 モルガン・スタンレー証券会社退社 2003年 3月 キャス・キャピタル株式会社代表取締役 現在に至る 2007年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p>
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕 川村治夫氏は、PEファンド事業の経営者として国内外の経済政策や金融事情に精通し、幅広い見識を有していることから、当社のグローバル展開における投資案件などについて専門的な立場から助言と提案を期待され、2007年に社外取締役に就任し、現在も経営全般について適宜有益なご意見やご指摘をいただいております。 今後もグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値の向上を目指すに適切な人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
12	 <p>かわばたかずお 河端 和雄 (1947年9月21日生) 所有する当社株式数 0株</p>	<p>1973年 4月 住友商事株式会社入社 1997年 4月 住友商事株式会社油脂部長 2002年 12月 住友商事株式会社油脂部長 兼株式会社Jオイルミルズ取締役 2004年 6月 住友商事株式会社退社 2004年 6月 株式会社Jオイルミルズ取締役常務執行役員 2007年 6月 株式会社Jオイルミルズ代表取締役専務執行役員 兼豊年リーバ株式会社代表取締役社長 2010年 6月 株式会社Jオイルミルズ代表取締役副社長就任 2012年 6月 株式会社Jオイルミルズ特別顧問就任 2014年 6月 株式会社Jオイルミルズ特別顧問退任 2016年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p>
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕 河端和雄氏は、長年にわたる総合商社での世界の食糧事情や国際間戦略にも精通した経験や、製油業界3社による経営統合・再編を主導し、設立会社の取締役に就任してから10年間再建に携わってきた経営手腕から、取締役会において有益なご意見やご指摘をいただける適切な人材と判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況
13	 <p>さ さ き こうすけ 佐々木 広介 (1955年12月1日生) 所有する当社株式数 0株</p>	<p>1978年 4月 株式会社第四銀行入行 2006年 6月 同行取締役総合企画部長 2009年 6月 同行常務取締役長岡ブロック営業本部長 2011年 6月 同行常務取締役事務本部長 2013年 6月 同行専務取締役 (代表取締役) 2016年 6月 同行代表取締役副頭取 2018年 6月 同行代表取締役副頭取退任 2018年 6月 第四リース株式会社代表取締役会長 現在に至る 2019年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p>
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕 佐々木広介氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験に加え、国内外の経済政策に精通し幅広い見識を有しており、取締役会において経営全般について有益なご意見やご指摘をいただける適切な人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
14	 <p>お ぜ き ゆ き み 尾関 幸美 (1970年9月13日生) 所有する当社株式数 0株</p>	<p>1999年 4月 長崎大学経済学部総合経済学科専任講師 2000年 8月 ミシガン大学ロースクール客員研究員 (2001年7月まで) 2004年 4月 駒澤大学法学部法律学科准教授 2010年 4月 成蹊大学法科大学院教授 現在に至る 2015年 9月 カリフォルニア州立大学パークレー校ロースクール 客員研究員 (2016年7月まで) 2016年 7月 三井不動産株式会社社外監査役 現在に至る 2017年 4月 横浜市入札等監視委員会委員 (2020年3月まで) 2019年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p>
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕 尾関幸美氏は、大学で会社法を教える傍ら、米国に渡り客員研究員としてコーポレートガバナンスについて研究し、現在では大手不動産会社の社外監査役を務めております。 会社法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社が持続的な企業価値、コンプライアンスの向上を目指すにあたり適切な人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況
15	 <p>もり くに お 森 邦雄 (1949年3月26日生) 所有する当社株式数 0株</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block;">新任候補者</p>	<p>1971年 4月 新潟県庁入庁 2005年 4月 新潟県総務部長 2006年 4月 新潟県知事政策局長 2008年 4月 新潟県副知事就任 2016年 3月 新潟県副知事退任 2016年 4月 (公財)にいがた産業創造機構理事長 2016年 6月 学校法人新潟平成学院理事 2017年 6月 (公財)にいがた産業創造機構理事長退任 2018年 6月 (公財)環日本海経済研究所副代表理事 新潟県生産性本部会長 (一社)新潟県友会理事長 現在に至る</p>
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕 森邦雄氏は、長年にわたる豊富な行政経験と地域行政に精通していることに加え、新潟県生産性本部会長も務めており、当社が地方にありながらグローバル企業に成長し、持続的な企業価値の向上を目指すための知見を有していることから、取締役会において有益なご意見やご指摘をいただける適切な人材と判断し、あらたに社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 川村治夫、河端和雄、佐々木広介、尾関幸美および森邦雄の5氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、川村治夫、河端和雄、佐々木広介および尾関幸美の4氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間が、本総会集結の時をもって川村治夫氏は13年、河端和雄氏は4年、佐々木広介および尾関幸美の2氏は1年となります。また、森邦雄氏は新任の社外取締役候補者であります。
3. 川村治夫氏はキャス・キャピタル株式会社代表取締役として会社を運営し、また、株式会社デコルテ、株式会社フードプラス・ホールディングスおよび株式会社シンコーの社外取締役を兼任しており、当社はそのいずれとも取引関係はありません。
4. 佐々木広介氏は第四リース株式会社の代表取締役会長として経営に携わっておりましたが、2020年6月開催予定の同社の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となります。なお、当社は同社と取引関係がありますが、当社が定める社外役員の独立性判断基準の要件を満たしております。
5. 当社は社外取締役候補者の川村治夫、河端和雄、佐々木広介および尾関幸美の4氏と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額となります。また、本議案が承認可決され、森邦雄氏が社外取締役に就任した場合にも同様に責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は川村治夫、河端和雄、佐々木広介および尾関幸美の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、森邦雄氏についても同様に独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

現在の監査役4名のうち、植木敏彦および川上悦男の2氏は本總會終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1	 <p>う え き と し ひ こ 植木敏彦 (1946年11月16日生) 所有する当社株式数 2,000株</p>	<p>1969年 3月 当社入社 2002年 5月 当社製造管理部製造管理課長 2004年 3月 当社製造管理部次長 2006年 7月 当社内部監査局長 2007年 3月 当社製品開発部部長代理 2007年 6月 当社取締役製品開発部長 2012年 6月 当社監査役 現在に至る</p>
<p>(監査役候補者とした理由) 植木敏彦氏は、入社以来、主に製造関連、開発業務に携わり、2007年に取締役製品開発部長を経て、2012年に監査役に就任いたしました。 当社における豊富な業務経験と製造関連の幅広い知見を有していることから適切な人材と判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	 <p>か わ か み え つ お 川上悦男 (1946年11月9日生) 所有する当社株式数 2,500株</p>	<p>1973年 7月 関東信越国税局事務官 1999年 7月 伊勢崎税務署長 2005年 7月 宇都宮税務署長 2006年 9月 川上悦男税理士事務所開業 現在に至る 2012年 6月 当社監査役 現在に至る</p>
<p>(監査役候補者とした理由) 川上悦男氏は、税理士事務所を経営しており企業財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、取締役会においても、経営全般について適宜有益なご意見やご指摘をいただいております。 今後も、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 2. 川上悦男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
- ①責任限定契約の内容
 当社と川上悦男氏は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額となります。
- ②川上悦男氏は、現在、当社の監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- ③当社は川上悦男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、川上悦男氏が社外監査役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます小山貞一、寶島哲央、小林庄司、川上深、小林修および関根洋祐の6氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
こやま てい いち 小山 貞一	2008年6月 当社取締役 2018年6月 当社常務取締役 現在に至る
たからしま てつ お 寶島 哲央	1999年6月 当社取締役 現在に至る
こばやし しょうじ 小林 庄司	2012年6月 当社取締役 現在に至る
かわ かみ ふかし 川上 深	2014年6月 当社取締役 現在に至る
こばやし おさむ 小林 修	2018年6月 当社取締役 現在に至る
せき ね よう すけ 関根 洋祐	2016年6月 当社社外取締役 現在に至る

第6号議案 社外取締役の報酬限度額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、2016年6月29日開催の第140期定時株主総会において、取締役については報酬限度額を年額240百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内、また、使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、その後、年月の経過とその間の経済状況の変化や社外取締役の増員など諸般の事情により、また今後もコーポレートガバナンスのさらなる強化を図り、社外取締役からこれまで以上の貢献を得るため、社外取締役の活躍の場が広範囲になることなどを考慮して、取締役の報酬限度額はそのままに、社外取締役の報酬限度額のみを年額50百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は20名（うち社外取締役5名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は15名（うち社外取締役5名）となります。

以 上

株主総会会場のご案内

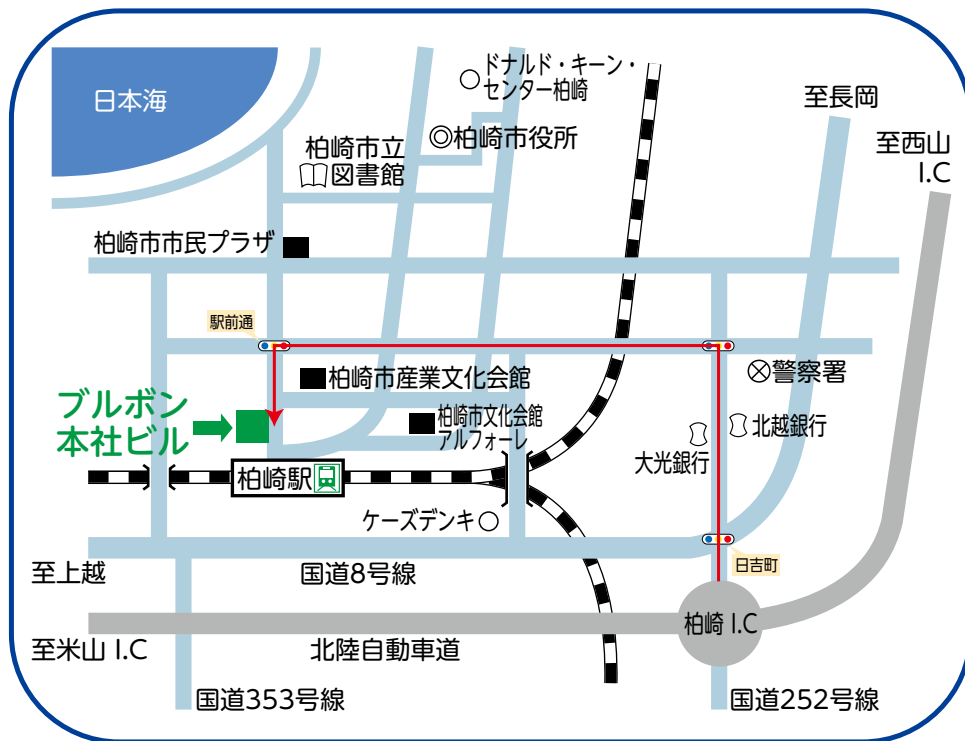
新潟県柏崎市駅前1丁目3番1号

株式会社ブルボン本社ビル 10階 大ホール

電話 (0257) 23 - 2333

※ J R 柏崎駅より徒歩1分

* 高速道路をご利用の方は、柏崎 I.C から、柏崎市街地方にお進みください。直進後、国道8号線との日吉町交差点を通り過ぎた最初の信号のある交差点を左折し、直進約1.5km、8個めの信号である駅前通交差点を左折、直進約300m右前方にございます。



UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

VEGETABLE
OIL INK

環境に配慮した植物油インキを
使用しています。